



① ペットフードの基準又は規格の設定

農林水産大臣及び環境大臣は、ペットフードの製造の方法及び表示の基準又は成分の規格を定めることができる。当該基準又は規格に合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止する。

② 有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

農林水産大臣及び環境大臣は、有害な物質を含むペットフード等の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

③ ペットフードの廃棄等の命令

農林水産大臣及び環境大臣は、基準又は規格に合わないあるいは有害な物質を含むペットフードが販売等された場合、当該ペットフードの製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等の命令ができる。

④ 製造業者等の届出

ペットフードの製造業者又は輸入業者は、農林水産大臣及び環境大臣に氏名、事業場の名称等を届け出なければならない。

⑤ 帳簿の備付け

ペットフードの製造業者、輸入業者又は販売業者（小売の場合は除く。）は、販売等をしたペットフードの名称、数量等を帳簿に記載しなければならない。

⑥ 報告徴収、立入検査等

農林水産大臣及び環境大臣は、ペットフードの製造業者等からの報告徴収、立入検査等を行うことができる。また、農林水産消費安全技術センターに立入検査等を行わせることができる。

